

# ○山梨県警察体力検定等の実施に関する訓令

平成15年2月3日  
本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(体力検定等の目的)

第2条 体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理及び基礎体力の強化への意欲を喚起させるとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線の執行力強化に資することを目的とする。

(種目)

第3条 警察体力検定の種目は、JAPPAT（ジャパット）とする。

2 体力テストの種目は、次のとおりとする。

- (1) 握力（筋力）
- (2) 上体起こし（筋持久力）
- (3) 長座体前屈（柔軟性）
- (4) 反復横とび（敏しょう性）
- (5) 20メートルシャトルラン（往復持久走及び心肺持久力）
- (6) 立ち幅とび（瞬発力）

(対象及び実施基準)

第4条 体力検定等の対象は警察官とし、1年に1回以上実施するものとする。

(委員会の設置)

第5条 体力検定等に関する事務を所掌するため、山梨県警察本部に山梨県警察体力検定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって構成する。

2 委員長は、警務部長をもって充てる。

3 委員は、警務部教養課長、警察学校長及び次の各号のいずれかに該当する者の中から警察本部長

(以下「本部長」という。)が指名するものをもって充てる。

- (1) 警察大学校術科指導者養成科体育専攻コースを修了した者
- (2) 警察学校の体育担当者
- (3) 警察本部の教養担当所属の体育担当者

(委員会の任務)

第7条 委員会は、体力検定等の年間計画の策定、各所属における実施責任者の指定、受検者・未受検者の把握管理、受検結果の評価、認定、通知、統計処理その他体力検定等の実施に関し必要な事務を行うものとする。

2 委員会は、体力検定等の実施に係る運動プログラムの作成、受検時の受傷事故防止のための事前トレーニングの推進等体力検定等の安全な推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(結果の活用)

第8条 本部長は、所属及び部門ごとの体力検定等の傾向等を分析し、教養訓練の各種施策に反映させるとともに、各所属の推進状況について監察及び表彰の対象とするものとする。

2 本部長は、体力検定等の結果を警察官個々の体力水準向上のための施策に積極的に反映させるものとする。

3 各所属の長は、所属警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体力の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

(効力)

第9条 体力検定等の結果は、認定の日の属する年度の翌年度末まで有効とするものとする。ただし、当該有効期間内に新たな認定を受けた場合は、その認定をもって有効とする。

(実施細目)

第10条 この訓令に定めるもののほか、体力検定等の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年3月1日から施行する。